

2025 年度第 2 回
愛知県人権施策推進審議会会議録

2026 年 3 月 27 日（金）
於 あいち N P O 交流プラザ 会議室

愛知県県民文化局人権推進課

2025 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 2026 年 3 月 27 日（金）午前 10 時 30 分から正午まで

2 場 所 あいち N P O 交流プラザ 会議室

3 出席者 委員 9 名
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、竹内裕美委員、藤原直子委員、
宮前隆文委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 7 名

4 傍聴者 4 名

5 審議の概要

(1) 開会

（事務局）

ただいまから 2025 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会を開催いたします。
議長へ引き継ぐまでの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします
します。

開催にあたりまして、近藤会長から御挨拶をお願いいたします。

(2) あいさつ

（会長）

本日は、御多忙の中、「2025 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会」に御出席
いただきまして、ありがとうございます。

さて、昨年 7 月の 2025 年度第 1 回審議会では、「プランの評価等」について、
様々な御意見をいただきました。本日は、「インターネット上の誹謗中傷等に対
する施策」について、委員の皆様に御意見を伺ってまいりたいと考えております。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまして、
私からの挨拶とさせていただきます。

（事務局）

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっております。以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、小林委員と藤原委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 議 事

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと存じます。

(1)「インターネット上の誹謗中傷等に対する施策について」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料1、2に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

(委員)

まず、モニタリングなど県によるインターネット上の誹謗中傷に対する最近の積極的な取り組みについては、評価したいと思います。そのうえで次のような意見を述べさせていただきます。

1点目。最近のインターネット上の誹謗中傷は、ますます拡大し、被害は大きくなっていると分析しています。今は世界的に人権擁護に強い逆風が吹いていますので、この状況が加速しています。部落差別、外国人、障害者、性的マイノリティ等に対する誹謗中傷は、量的拡大だけでなく、個人や地域を特定して集中攻撃を加えるなど、違法性が強いことや被害の程度が大きいことに特徴があります。さらに人権知識が乏しい人が近年著しく増加していることが、人権意識調

査で明らかになっていますが、これらの人がインターネット上から得た情報に影響を受け、人権問題で加害者になる恐れが大きいので、この観点からも対策の強化をお願いします。

2点目。県として直接大規模プラットフォーム事業者に要請する方針は、全面的に賛成であります。積極的な対応をお願いします。これに関連し、明確な削除要請基準を策定し、公表することが必要だと思います。

3点目。このためにも、全国人権同和行政促進協議会加盟の都道府県を始め、他自治体と連携を密にして、施策を進めていただきたいと思います。特に制定10年を迎える部落差別解消推進法の見直し、インターネット上の誹謗中傷の深刻性、司法の判断等も踏まえ必要だと思いますので、他の都道府県と連携し、国会や政府に要請運動を強力に展開していただきたいと思います。

4点目。そもそも基本的にインターネット上の誹謗中傷を減少させるためには、人権啓発・人権教育を一層拡充する、誰一人排除しない「インクルーシブ社会」の形成に努めることが重要だと思いますので、この面の施策の強化をお願いします。

その他として、2点伺います。まず、委託事業での「報告件数」と「削除要請件数」の差が大きいですが、その理由は何ですか。県が削除要請を控えたことは適切だったのでしょうか。また、その判断基準は何でしょうか。2点目として、削除されなかった件数も多いですが、その理由が明らかになっていますか。また、県当局は納得できる理由であると考えていますか。

(事務局)

1点目につきまして、「報告件数」は、誹謗中傷や差別を助長する書き込みとして委託事業者から報告があった件数ですが、報告のあったもののうち、不特定多数を対象とした、差別を助長する悪質で違法性が高い書き込みについて、法務局に削除要請をしているという状況です。

判断にあたりましては、法務省の2つの通知等を参考に判断しており、部落差別については、2018年12月27日の依命通達「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」によって判断しております。これによると、「〇〇地区は同和地区であった」などと指摘する識別情報の摘示は、「原則として削除要請の措置の対象とすべき」というようにされております。

また、外国人については、2016年12月27日に法務省人権擁護局から示された『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』に係る参考情報(その2)」に基づいて判断しており、「本邦外出身者を地域社会から排除することを先導する不当な差別的言動」が対象となっております。

ます。この参考情報に示される考え方を、障害者や性的少数者、感染症にも準用している状況です。

2点目につきましては、未だに削除されていない投稿が残っていることについては、納得できるものではないと考えております。ただ、削除されない理由については把握できていない状況であります。その理由としては、県が名古屋法務局に削除要請をした後、名古屋法務局での該当性の判断があり、その後本省での判断があるというお話をさせていただきましたが、大規模プラットフォーム事業者に削除要請を行ったかどうか、また、名古屋法務局が本省に諮ったかどうかというところについては、法務局から「回答できない」と伺っているため、削除されていない理由については把握しておりません。表の中の「削除された件数」に記載している数につきましては、事務局で定期的に該当の投稿を確認した結果ですので、理由は把握していないという状況です。

(委員)

県から法務局に削除要請をして、実際に削除された件数を見ていると、部落差別に関してはかなりの部分が削除されたのですが、他のものは、例えば外国人でしたら半分ぐらいに留まっている、とあります。今後、プラットフォームに県が直接削除要請をするとなったときに、そのプラットフォームが応じるかどうかにも関わってくるかと思うのですけれども、この県と法務局の判断に差があるということは、判断自体に何か大きな違いがあると見られたりするのではないかと少し心配なのですが、そのあたりの統一や調整は何か考えているのでしょうか。

(事務局)

法務局や法務省では、先程申し上げたような通知を基に判断をされており、やはり知見が豊富にあるので、民間事業者もそのあたりはしっかりと配慮していただいた上で、このような数字になっていると思います。そして、今後愛知県がやっていく場合において、法務局と考え方に違いがあることはやはり良くないと考えておりますので、現在、法務局と打ち合わせ等を始めており、今年の夏頃を目途に、県も法務局の考え方をしっかりと把握をしながら調整していくよう、進めております。

(委員)

個人的な意見になるかもしれませんが、県の方で削除が必要だと判断されたものが削除されていくような方向で、調整をしていただけたらと思います。

(会長)

今の関連で私も疑問があるのですが、まず、委託業者から削除要請が要るのではないかというものが来たときに、法務局に伝えつつ審議会にかけるのか、それとも、審議会にかけた後で法務局に伝えるのでしょうか。新しい方法では、県が直接事業者から削除要請をした場合に、法律に準じて対応してくださいということを働きかけていくのならば、名古屋法務局を通さずに県がそのまま伝えるということになります。法務局との住み分けと言っていましたが、その場合の両者の関係が少しはつきりしていないので教えてください。

(事務局)

直接出していくにあたって、内々では事前に法務局に話をするかもしれませんが、法務局に出すタイミングとして今考えているのは、事業者に出して法務局にも出す、つまり、審議会で委員の皆様の御意見を伺ってから両者に出すという形を考えております。県としては、1つは事業者から直接、もう1つは少し時間がかかるかもしれませんが法務局を通して、という2つの道ができるようなイメージで現在考えております。

(委員)

私が少し誤解しているかもしれませんが、資料1の左下側の「インターネットモニタリング実施結果」の読み方ですけれども、「削除要請件数」というのは、愛知県が法務局に削除要請をした件数か、それとも、法務局がいろいろと手続きをして削除要請を実施した件数か、どちらの件数でしょうか。

(事務局)

これは、愛知県が名古屋法務局に削除を要請した件数になります。

(委員)

そして、法務局が実際に要請をした件数は、ここには書いていないということでしょうか。

(事務局)

その通りです。そのあたりが、先程説明にもあったように、現在情報として愛知県の方には来ていないところですので、そうしたところも法務局と連携を深めて、どのように今やっているのかわかるようにしていきたいと思っております。

(委員)

では、この表からは、愛知県の認識と法務局の認識のズレは読み取れないという理解で良いということですね。

(事務局)

その通りです。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

今の質問の関連ですけれども、今回、削除要請を迅速に対応するという取り組みだと思うのですが、今まで県が法務局に要請をして削除されるまで、およそどのくらいの期間がかかっているものなのでしょうか。今度は県が直接プラットフォーム事業者に要請をすることで、短くなる可能性があるということですね。なので、これまでどのくらいの時間がかかったかということが、もしお分かりでしたらお願いします。

(事務局)

ケースによって違うと思いますが、県から名古屋法務局に出したときに、まず、名古屋法務局の中で1～2か月検討されるような印象です。その後、法務省に出して、またそこで審査をしていただき、合计数か月ぐらいかかりながら事業者に行くのではないかと考えております。その期間も少しはつきりしないところがありますが、今までのケースですと、数か月から半年、長いもので1年ぐらいかかってしまっている状況で、その期間の中には、事業者が法務局から削除要請を受けて、事業者の中でどうするかということを考える時間もこれまでかなりあったのではないかと考えております。

ただ、今回が新しくできた情報流通プラットフォーム対処法の中では、政令で「一定期間内に事業者は考える」ということになりましたので、7日以内に削除するかしないかを判断するというので、事業者の方も今後早くなると考えております。

(委員)

基本的なことをお伺いしたいのですが、今のお二人の先生に関連して、このインターネットモニタリング実施結果の表のところですが、これは委託事業として表を見ますと、2021年の8月から2026年の1月31日ということは、

4年半ぐらいでこれだけの件数があったという理解でよろしいのでしょうか。そうすると、単純に年数で、例えば4で割ると、一番下の感染症は60件ぐらいということになるのでしょうか。

そして、2つ目の質問は、部落差別からコロナまで5項目でまとめてあるのですけれども、このモニタリング作業というのは大変だと思うのですが、その他の事案というのは、特に削除要請するほどの案件があまり無いので、この5項目にまとまっているという理解でいいのかということ。

それから、あともう1つは、感染症は259件あるのにもかかわらず、削除要請がゼロということは、ほとんど総論的な意見だけで、削除要請するほどの内容ではなかったという理解でよろしいのでしょうか。この3つを教えてください。

(事務局)

4年半のモニタリングの事業の結果ですけれども、年度によって少し差があることがございます。というのは、例えば、どこかで外国人の問題が新聞報道などされたときには、その外国人関係の報道に乗っかるような形で、「出て行け」などの投稿があったり、障害者差別のことである場合には、やはりその問題で、といったりと、その時々で少し差があるというようなことでございます。

2つ目に関しましては、5項目以外にもいろいろと対応が必要なものもあるかもしれませんが、やはり多いのはこの5項目ではないかということ、そして、条例上個別規定を定めている4項目、プラス2020年、2021年にコロナということがあったことから、今は「感染症」と名前を変えて行っているところでございます。

そして3つ目の質問として、コロナ感染症につきましては、2020、2021年の頃がやはり多かったということになりますけれども、そこまで悪質で差別を助長すると言いきれるものはなかったという結果から、このようになっております。

(委員)

ネット上の人権侵犯事件というのは全く収まっておりません。ですから、このような誹謗中傷などを削除しようとする施策というのは、私は重要だと思っております。

そのためには、少し整理をしないといけないと感じているのですけれども、サービス事業者から見て、送信防止措置を講じる鍵は何かというと、それは「削除したときの損害賠償請求を免責されるかどうか」なんです。そして、そのためには何が要件になっているかというと、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足るものであれば、サービス事業者は削除したときの損害賠償責任を

免責される」ということです。これは、プロバイダ責任制限法でも、情報流通プラットフォーム対処法でも同じなのです。言ってみれば、「権利侵害の明白性」なのですよね。この判定をしないとイケない。サービス事業者に対して削除要請をしても、サービス事業者がその判定をするのは大変困難なのです。これについては、総務省自身も認めていますから、結局削除まで行き着くことができず、被害者はどうしていたかという、その判定をしてもらうために、裁判に持ち込まないといけなかった、というのが現状なのです。

その反省からだと思うのですが、情報流通プラットフォーム対処法では、サービス事業者側に、その判定をする人間——「侵害情報調査専門員」を置くということになり、その人にやらせることになっています。もちろん、その人は法学部の出身なら良いというわけではなくて、現実的には「弁護士を充てなさい」ということになっています。

そこで判定をしてもらうことになったので、少しは進むかなと思っているのですが、サービス事業者が安心して削除できるかどうかというのには、1つは、「法務局からの削除要請があったかどうか」なのです。というのは、法務局は、多段階にわたって審査・検討した結果で削除要請を出していますので、それについては、「もうこれは『権利侵害が発生している』と見ていいのだろう」というように判断して、削除に応じることになっています。けれども、現実には、法務局から削除要請を出しても削除しないものが多いですよ。というのは、法務局からの削除要請というのは、強制力はありませんし、罰則もありませんから、従わなくても良いということになっているのです。結局、事業者任せの判断になっていて、これまで進んでいなかったのですが、この情プラ法で、「少しでも後押しして迅速に対応するように」というのを願っております。

では、その時に、新たに公共団体からの削除要請が出れば削除が進むのかどうかというと、やっぱり「免責」ですね。損害賠償請求を免責してもらえるかどうか。その要件は、やはり権利侵害にかかっていますので、その権利侵害の判定というのは、言ってみれば、素人はできないとなっています。これは、法律事務に関係していますので、それを「しっかりやった」ということを示す必要がありますから、今回、この審議会で審議してサービス事業者に削除を求める場合でも、その裏付けをしっかりと付けた上でやらないと、サービス業者はこれまでと同様に削除を進めることができないということも御理解いただき、その辺りの整理もしっかりやっていただくと良いかと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。

今回、審議会で委員の方にしっかりと見ていただくとともに、弁護士の先生に

も入っていただき、愛知県としても、審議会にお諮りして、審議会からの答申を得て、しっかり対応したいと考えております。

また、先程の全国人権同和促進協議会の 19 都府県で、大規模プラットフォーム事業者 9 社のうち 2 社には直接、また、その他 7 社には文書で依頼をしているところでありまして、その中でも、地方公共団体がそれぞれ有識者等のいる場で諮ったものについては、先程の権利侵害の関係もしっかり判断をするので、優先的に取り扱っていただき、適切に削除していただくよう依頼をしているところでございます。引き続き、地方公共団体と事業者の両方と調整を続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員)

聞き逃したかもしれないのですけれども、確認です。

まず、この専門部会ができたときに審議するのは、この報告を全部受けとめて、それを審査するという形なのか、それとも、県の方で削除した方がいいと判断したものが上がってくるという形なのか、どちらなのかということを確認したいです。

(事務局)

上がってくる、この 2,707 件の案件の中には、「ちょっとこれは当たらないかな」というような判断をするものの中にはありますので、そうしたものを外して、「こういうものを削除していきたいけどどうか」というような形を、今は考えております。

(委員)

ある程度の整理はしていただいた方が良く思うのですけれども、「これは明らかにちょっと違う」というものも、一応一通りは全部挙げてもらって審査する形をとった方が、おそらく良いのかなという気が個人的に少ししているのですけれども、そういう形ではないのでしょうか。

(事務局)

その辺も検討を要するかと思いますが、そのように明らかに違うものを外して出していくという方が望ましい・好ましいということでありましたら、是非そのようにさせていただきたいと思っております。

(委員)

そうではなくて、一応一通り全部上げてもらったほうが良いかなという意見

です。

ただ、整理として、これはちょっと明らかに違うかなという形の資料は作ってもらったほうがわかりやすいと思うのですけれども、とりあえず全部上げてもらって、全部見た方が良いのかなという意見でございます。

(事務局)

承知しました。そのように検討の方は是非進めたいと思います。
どうもありがとうございます。

(委員)

それともう1つ、これは意見ですけれども、もちろん方針は賛成なのですが、モニタリングをして、いろいろと情報収集ができるということなので、やはりその次の削除要請だけではなくて、次の次のステップとして、例えば、誤解とか誤った情報に基づいたいろいろな書き込みとか、あるいは、誤った情報を調べ拡散しているとか、わざと拡散しているとか、ということも多分わかってくると思うので、そうした場合、県として、「こうした情報というのは誤っているものだ」とか、「誤解を招くものだ」という形で、積極的に差別や偏見を是正するような情報発信をすることも必要かなと思っております。

あと、啓発とか教育とかの関係もあると思うのですけれども、例えば、若い人とかいろいろな人が、「許される」と思って書いている人もいると思うのですよね。そういうものを、「こういう書き込みがたくさん出ているけれども、これは不法行為なので、すごい損害賠償とか、場合によっては、犯罪にもなる」というような情報発信も、積極的にやっていったほうが良いのかな、と思います。ある意味、そのための情報がこのモニタリングによって入ってきて、専門部会の方でもそれを分析できるので、そういうことも含めて考えていただけるとより良いのかなと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

私の方の理解のために、御質問が1点あります。

資料1の「4 県としての迅速な対応案」のところで、迅速化ということで、愛知県が直接削除申し出を行うということは理解をしております。で、聞き逃していたら申し訳なかったのですけれども、シンボルの3つ目に、「引き続き、信頼の高い法務省に対しても、県から法務局を経由した削除要請も行っていく」と

ということで、二本立てなのか、どういう振り分けなのか、前後関係があるのか、そのあたりの仕組みといいますか、お考えをお聞きできればと思います。

(事務局)

やはり名古屋法務局の方も信頼度が高いということもありますので、審議会で御議論いただいて、答申を経た後に、事業者に削除要請をするのと合わせて、名古屋法務局の方にも削除の依頼をしていくということになります。

ただ、先に事業者の方に出しますので、その時点ですでに削除されてしまったものは、法務局には「今こういう状況で、削除されました」というように話をしていきたいと思います。

なので、法務局と連絡をこれまで以上に密にしながら対応していくことになります。

(会長)

先程の委員の最初の意見について、私が理解したことが違うかもしれないのですが、その専門部会の委員の人は、インターネット上のそういうコンテンツみたいなものを、全部上げてもらって全部見るという作業をすると、すごく時間を要するでしょうから、明らかに違うものは、「そのコンテンツまで見なさい」ということではなくて、「こういう件数のものがあつた」というデータを出してもらうということでしょうか。もしくは、そのコンテンツ自体も全部提供してもらって、明らかに違うものも、「明らかに違う」ということを委員に確認してもらう作業まで必要でしょうか。それをする、その1つ1つがどれほどの時間かわからないのですけれど、多分相当な量になりそうな気もするのですが、どうでしょうか。

(委員)

私の考えでは、まっさらな中で全部渡されて、全部きっちり確認するのは、かなり大変だと思うので、ある程度整理は要すると思うのですよね。もうこれはかなりきっちり見ないといけないとか、これは明らかに違うよねというのは、ある程度整理をしてもらった方が良いと思うのですけれども、でも、とりあえずはデータとしては挙げてもらった方が良いのではないのかなという気はちょっとして。多分明らかに違うやつは、そんなに確認するのにも時間を要さないのかなという思いが少しあるので、仮に、この4年半ぐらいで合計2,700件なので、年間500ちょっとくらいになるのですかね、きっと。それを、例えば2ヶ月に1回やるとしたら、1回あたり100件が資料としてあるけれども、明らかにこれは違うという、例えばXとかで書き込みがあつたとしても、短文なので、その辺

に時間がかかるものでは多分ないと思うのです。そうすると、整理はしてもらわないと大変だと思うのですけれど、やはり専門部会で一応確認した方が良いということと、そこから、多分いろいろな分析というのですかね、「こういう誤った情報に基づく書き込みがたくさん増えている」だとか、「誤解を拡散している」ということがわかるので、とりあえず資料としては出してもらった方が良くはないでしょうか。実際やってみないとわからないところがあると思うのですけれど、何となくできそうな気がするというか。できますか。どうでしょうか。

(委員)

効率良くやるためにはどうしたらいいか、と考えるといけないなと思っています。この専門部会に出てきたものを見て、アウトかセーフか、削除依頼するかしないかの判定だけでは済まないです。なぜかという、今運用中の情報流通プラットフォーム対処法でも、ここの窓口で削除要請をするときには、「どのような権利が侵害されている」というところまで、ちゃんと説明しないといけないのですね。だから、この部会で「これは削除要請すべきだ」となった場合は、そこまで踏み込んで検討して、ちゃんと裏付けまで作って差し上げて、それを基にサービス事業者が削除要請しないといけないことになります。ただ見て、アウト・セーフだけの判定ではなくなりますので、委員が言われたように、1回やってみないとわからないなと思いますね。どのぐらいの量なのか。最初の1回目は、リストで書き出してもらうのは必要かもしれませんが、その都度強弱はつけておいていただきたいと思います。

(会長)

個人の権利侵害のものを個人が訴える場合と違って、これは不特定多数を対象としたものなので、権利侵害の認定というのはそう簡単にできないところですが、そこを考えていくのでしょうか。そうすると、大変かもしれないですね。その不特定多数の者に対する誹謗中傷に、実際に「権利侵害がある」というときに、何かの法律の根拠みたいな、それぞれの法律にこんな手掛かりがある、と言うことができるのでしょうか。なんかその辺の議論がわからなくなるのですよね。

(委員)

やはり専門部会を置く以上は、愛知県の方々に判断してもらったものをそのまま、というよりは、その判断はしてもらった方が良いでしょう、一応それを専門部会が確認する作業というのは外せない気がしています。だから、「愛知県としてこのように考えました」という整理はしていただくことは必要だと思います。

うのですけれど、やはり全部資料を一応確認しないといけないと思うので、見る作業は外せないのではないかなという気が、個人的にしています。その中で、段々専門部会の中でフィルターをかけていって、「これは権利侵害の可能性は低いな」というものは外していって、「明らかに対象になるのではないか」というものをかなり詰めた審議をして、実際に「どういう形の権利侵害なのか」ということを決める、そんな段階でフィルターをどんどんかけていって、残っていく感じになるのですかね。

(会長)

確認ですが、委託業者が報告件数を出すときに、単純に「報告件数」として出すのか、それとも「これはより悪質である」とかそうじゃないとか、何かそういう仕分けをした上で報告してくるのか。次に県の職員が削除要請するかどうかを判断するときに、委託業者は単純にこの多くの数だけを上げてくるのか、どういう作業をしているのか。

(事務局)

委託業者は、キーワード検索なので、それに該当するものが上がってくるということになりまして、その都度、「これは明らかに違う」とかは、事業者に話をしております。そうした中で学習を重ねると、大体出てくるのは、愛知県に關係するものとか該当するものというようなことになってくるのですけれど、その内容が「悪質かどうか」というところまでの判定は、愛知県の方でしているというような話でございます。

そして、先程の委員からの話でございますけれども、やはり審議会にお諮りするときには、丸々どんと出すのではなくて、すべてを出すにしても少し強弱をつけて、「こちらは該当する可能性が高いのではないか」というグループと、「全く当たらないのではないか」というグループに分けさせていただいてお諮りするとか、そういった内容については、少し考えていきたいと思っております。

もう1つ、権利侵害ということなのですが、大規模プラットフォーム事業者には、それぞれ備えられた削除基準というものがありますので、そうしたところとも見比べながら、事務局としても、少し考えていけたらと思っております。

(委員)

今までの話を聞いていて、シンプルな質問になるのですけれども、誹謗中傷された側からすると、やはり心理的にも社会的にも非常に影響があるし、それを個人が削除要請しようと思ったとしても、すごく時間がかかって、やり方もわからないので、そういうものを、県として仕組みを作ることは、すごく意義のあるこ

とだと思っています。では、今まで法務局に出していたものを県がやるということは、法務局が判断するに足るぐらいの同じ精度のものを、この専門部会で判断するというイメージでいいのでしょうか。先程の委員のお話を聞いていると、結局、この専門部会で事業者に対して要請をするときの、「何を権利侵害したのか」とか、その裏付けをしっかりと取ったものをやるという作業が、これまでの法務局での流れと同じということであれば、同じ精度のものを専門部会が行い、削除要請をするというようなことでしょうか。

また、そうなったときに、どんな手順で「誹謗中傷」と判断するのか、というもののさしをこれから検討されるかどうか、というのが2つ目の質問です。そのあとの、「こういうプロセスでやります」というような、判断のプロセスの透明化みたいなものは確保する必要があるあって、それも含めて今後検討されるという認識で良いのでしょうか。

大きく2つの質問で、同じ精度で専門部会で議論して削除要請するのかということと、そのもののさしとか透明性といった体制に関しては、今後検討されるということでしょうか。

(事務局)

まず、体制については、しっかりと検討をしていきたいと思います。

そして、もう1つの「同じような精度のもの」ということですが、やはり精度の高いものが求められるというか、高いものでないと事業者も削除できるのかというところがありますので、それについては、法務局と引き続き調整して、どのようなもので行っているかというところの話を進めていきたいと思っています。今、愛知県ですと、法務局が出している、いわゆる外国人の場合ですと、ヘイトスピーチ解消法の参考情報とか、部落差別の関係ですと、同和地区の摘示とか、そういった通知文等でやっているところがございますので、そうしたところも、同じような考え方で対応ができるということを示せるようになるというなと考えております。

(委員)

専門部会では、今までと同じように、「これは悪質だから削除してもらいましょう」という判断だけでは済まないです。それでは今までと同じですから。そうではなくて、「権利侵害だから削除してください」と判断しないといけないのが専門部会ですので、その「権利侵害かどうか」の判断というのは、やはり専門の方が入らないとできないと私は思っていますので、そういう部会だと私は理解しております。

(会長)

そのほか何か御意見、御質問はございますか。

それでは、他に御意見、御質問もないようですので、事務局におかれましてはインターネット上の誹謗中傷等に対する施策について、各委員の意見を踏まえ、進めていただきますようお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは本日の御意見を踏まえまして進めさせていただきたいと思います。

(会長)

では、議事の(2)「その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料3に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

(委員)

質問ではなく、是非進めていただきたいということなのですが、先程のインターネットについてのやり取りを聞いていても、それから、日頃から人権ということについて考えたときに、やはり一番難しいのは、見えるか見えないかで、扱われるか扱われないかということもあるし、それから、先程から問題になっている法律等の基準といいますか、法律等の基準でいくか、もう一段下げた基準を作るかとか、そういった基準の問題というのがある。そうなったときに、抜け落ちてしまうのが、やはり先程の表にも上がってこない問題——例えば、私の関心の領域でいうと、子どもとか女性とか——というのは、見えにくかったり、法的な基準というの、「虐待はいけないよ」程度は言えるけれども、そんなに明確にはならなかったりということもあって、そういった難しいものが人権というものだと思っているのです。

そうすると、先程から御意見も出ているのですけれども、今回のインターネットのような対応ももちろん重要で、具体的な対応をやっていかなければいけないと思って頑張ってくださっているとは思っているのですけれども、もう一方で重要なのは、啓発というか普及というか、そこがやはり一番、私としては重要だなと

思います。それで、この1年間も、県民として、いろいろな県のワークショップとかをやっていたら、行けたら行きたいと思いながら、行かないでしまっているのですけれども——頑張って今度このように改良してやっているのだと見ております。やはり、そこもとても重要だということを、意見として言わせていただきたいと思います。

ありがとうございます。よろしくお願いします。

(会長)

では、他に御意見、御質問もないようですので、これで終わらせていただきます。

委員の皆様には御審議をいただき、誠にありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、最後に大橋人権推進監から閉会の御挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

インターネット上の誹謗中傷等に対する施策につきましては、本日承った御意見を踏まえまして、しっかりと進めさせていただきたいと考えております。

委員会の審議会委員の皆様には、今後も引き続き御支援、御協力を賜ればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これをもちまして、第2回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。